

第3章

都市整備の方針

都市整備の方針

ここでは、「2章：将来都市像と基本理念」で掲げた、将来都市像「みんなが快適で暮らしやすい住環境都市・北島」のもと、豊かな田園環境を背景に、利便性と快適性に富んだ住環境をさらに深化させる、5つの「都市づくりの基本方針」を踏まえ、北島町全体として都市計画に関するプロジェクトの具体的な展開方針を記載しています。

本町では、これらの5つの「都市づくりの基本方針」に対し、次ページより、7つの「都市整備の方針」を定めました。これらが主としてどのように相互に関係しているかについて、下記に一覧表をとりまとめました。

■表 都市づくりの基本方針と都市整備の方針の関係

【将来都市像】 みんなが快適で暮らしやすい住環境都市・北島	【都市づくりの基本方針】	【都市整備の方針】						
		1. 土地利用と市街地整備	2. 道路・交通施設	3. 上下水道・河川	4. 公園・緑地	5. 都市景観形成	6. 都市環境形成	7. 都市防災
	(1) 都市機能が適正配置されたまち	○	○					
	(2) 町民が快適に暮らすことができるまち	○	○	○	○	○	○	
	(3) 日常の通勤・通学しやすいまち	○	○					
	(4) 安全安心に暮らすことのできるまち			○	○			○
	(5) シビックプライドを育むまち				○	○	○	○

1. 土地利用と市街地整備の方針

(1) 土地利用の方針

1) 土地利用の基本的な考え方

本町はこれまで徳島市を中心とする母都市のベッドタウンとして人口が増加しており、今後も本計画の目標年次頃までは人口が微増していくと推計されていることから、これに対する市街地の拡大が求められます。しかし、一方で町民からは「市街地周辺に広がる田園が豊かな住環境を提供している。」との声も届いていることから、市街地縁辺部で無秩序な開発が行われることを抑制し、計画的にコンパクトかつゆとりのある市街地形成を行っていきます。

また、狭い町域の中にも地域毎に異なる歴史的特性や町民の意向等を活かすことに配慮しながら、きめ細かい土地利用の展開を図り、各地域において快適で魅力ある住みよいまちづくりを進めます。

■計画的な市街地の拡大と縁辺部の無秩序な開発の抑制

人口増加に対応し、市街地の拡大を計画的に行いながら、市街地縁辺部の無秩序な開発を抑制し、高質な住環境を提供している農地の保全を図ります。

■地域内で歩いて暮らせるまちづくりの誘導

総合サービス拠点・商業拠点をはじめとする地域の生活拠点周辺に、日用品販売店、医療施設や福祉支援施設、育児施設などを配置するなどにより、地域内を歩いて暮らせるまちづくりを目指します。

■定住促進のための活力ある産業地の形成

本町が今後もさらに発展するよう、若い層を中心とした定住人口の増大を図るため、松茂スマートインターチェンジの接続を契機に、新たな企業誘致や適正な商業施設の配置を誘導し、活力ある産業地の形成を進めます。

2) 土地利用の配置方針

①中心商業地

本町南部にあり徳島市との境に隣接する大規模集客施設を中心に商業機能の集積を維持し、本町だけでなく周辺都市からの買い物客を呼び込みます。なお、将来都市構造で示した商業拠点の配置にあつては、中心商業地として商業施設を誘導するため、事業者の魅力のある基盤整備をすすめます。

②沿道商業地

県道徳島鳴門線・県道松茂吉野線や町道中村北村線では、幹線道路に面している利便性を活かした沿道商業地として商業施設を誘導します。

③一般住宅地

商業系市街地や工業系市街地に近接する比較的密度の高い住宅地については、「一般住宅地」として位置づけ、住宅地を主体とした土地利用を基本としながら、日用品販売店や生活利便施設との混在をある程度許容する地区とします。一般住宅地においては、狭隘道路が多い場所や低・未利用地が見られる場所など、改善の必要性がある市街地が認められることから、地区計画や面整備事業等を導入しながら、生活道路や下水道等の都市基盤施設整備を進めるとともに、夜間の安全性を確保するため街灯の設置を推進するなど、快適で利便性の高い住宅地の形成を図ります。

④専用住宅地

計画的に開発された住宅団地である北村団地をはじめとする北部市街地や市街地南西部等においては、「専用住宅地」として位置づけ、低層住宅を中心とした良好な住環境の維持に努めます。このうち、既に良好な環境を有している住宅地や新たに開発を行う住宅地については、地区計画や緑地協定等の手法を活用しながら、緑豊かな住宅地の維持及び形成を目指すとともに、夜間の安全性を確保するため街灯の設置を推進します。

⑤工業地

本町内に立地した大規模な工場・工業団地については、「工業地」として位置づけ、周辺の居住環境や自然環境と調和する工業地の形成を図ります。そして次世代のクリーンエネルギーである太陽光発電等の再生可能エネルギーを利用した産業形態への移行支援や交通アクセスの利便性を活かした企業の誘致に努めます。

⑥複合工業地

住宅・商業施設・軽工業企業の混在がみられる、本町の南東部や今切港周辺については、「複合工業地」として位置づけ、基盤整備を進めながら危険性や環境悪化の恐れが少ない工場を中心とした産業施設の維持・誘導に努めます。

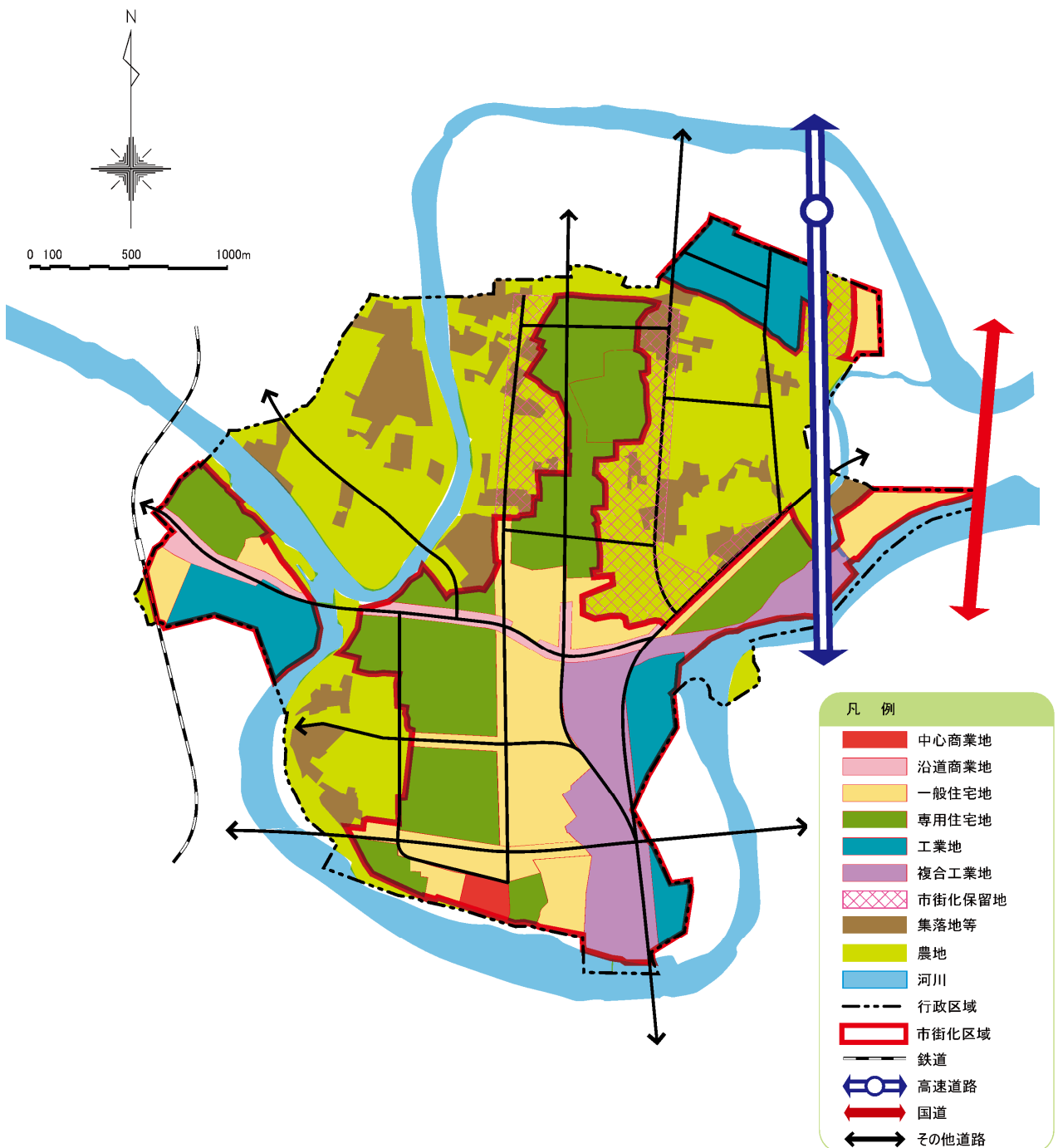
⑦集落地等

グリーンタウンや鍋川団地などの住宅団地や市街地周辺の営農のための住宅等、市街地の縁辺部に立地する宅地は、専用住宅地と同様に低層住宅を中心とした良好な住環境の維持に努めます。

また、今後計画的に市街化を検討する地域については、地区計画等によるゆるやかな市街化の誘導を行います。

⑧農地

市街地を取り囲むように広がる農地については、農業振興と農地保全を基本とし、新たな市街化を抑制するとともに、農地がもつ生産・環境保全・防災などの多面的機能の保全を図ります。



■ 図 土地利用方針図

(2)市街地整備の方針

1) 土地利用の基本的な考え方

本町はこれまで工場の進出等による人口増加に対応するため、住宅団地や工業団地の開発を進めてきました。しかし既成市街地の一部では、農地や低・未利用地が介在する場所などの都市基盤が整備されていない場所も多くあることから、良好な市街地形成に向けて適切な整備を進める必要があります。一方、目標人口に対応するため、一部の場所で計画的な市街地の拡大を図ることを検討しながら、既成市街地内の居住環境の向上や土地の有効活用の促進に努めます。

2) 市街地整備の運用方針

①市街地の拡大

人口増加に対応した市街地の拡大については、市街地の外を走る県道徳島鳴門線など都市幹線を有効活用するため、都市幹線の沿道に計画的に地域住民の利便性の向上に資する施設等を誘致する等、土地利用を規制誘導することについて、県とともにあり方を検討していきます。そして、地域住民の生活の利便性向上に資するとともに周辺環境に悪影響を及ぼさないと判断される開発については、市街化調整区域の地区計画を運用していきます。

②既成市街地内の居住環境の向上

既に市街地が形成されており、生活道路や公園等の施設が不十分な場所においては、計画的に市街地の更新を行うよう検討します。特に、建物が密集する場所においては、老朽化した建築物の対策とあわせて、狭隘道路の拡幅や行き止まり道路の解消等を進めることを検討します。

2. 道路・交通施設の整備方針

(1) 道路・交通施設の基本的な考え方

本町の交通体系は、国道11号・県道徳島鳴門線・県道松茂吉野線により徳島市・鳴門市・藍住町・松茂町へアクセスできるなど、周辺都市への移動は非常に便利になっています。また、今後整備される徳島空港線の延伸や本町に隣接して設置される松茂スマートインターチェンジにより、広域的なアクセス面もさらに便利になることが予想されます。本町内の地域幹線は、既に十分な道路整備が進められていることから、本町内では地域差なく広域的なアクセスが可能になっています。

一方で、主要地方道徳島環状線の鯛浜周辺で慢性的に交通渋滞が発生する区間が見られるほか、狭隘道路を路線バスが走るため歩行者や自転車の安全性が懸念される場所もみられるなど、歩行者・自転車の安全で円滑な移動を確保するネットワークの形成が必要です。本町は周辺都市に比べ、現時点では高齢化率が低いものの、将来的には高齢化率が上昇していくことから、自家用車が乗れない「交通弱者」が増えることが予想されるなど、自転車・歩行者空間の整備や公共サービスの充実がますます求められます。

今後は、町内のどの地域からも広域的なアクセスが良くなるメリットを活かしながら、地域内で歩いて暮らせるまちづくりを実現していきます。

■ 地域幹線道路網の見直し

当初計画時の社会状況や他の町道拡幅による環境等の変化により、必要性が低くなった千田池出来須線、鴨ヶ洲江尻線について、地域住民の意向等を踏まえながら計画の見直しを検討します。

■ 安全で快適に移動できる道路空間の整備

信号機の設置、バスの待避所の整備など、有効な交通安全対策を進めることにより、安全で快適に通行できる道路空間の整備について関係機関とともに検討していきます。

■ 更なる利便性を高めた公共交通のあり方の検討

本町内には鉄道駅が立地しておらず、公共交通の多くをバス・タクシーに依存しています。しかしバスの利用率は年々低下しており、自家用車での移動が主流となっています。環境面だけでなく、今後増加する交通弱者に対応するためにも、事業者と連携のもと、持続可能な公共交通サービスの確保・提供を促すとともに、町内在住の高齢者等の移動を円滑化するよう支援していきます。

(2) 道路網の整備方針

1) 国土連携軸(広域幹線)

国道11号と整備中の四国横断自動車道については、国土連携を担う道路として位置づけ、広域交流を促進する基盤として活用を図ります。

2) 都市連携軸(都市幹線)

主要地方道徳島環状線・県道徳島鳴門線・県道松茂吉野線については、都市連携及び地域連携を担う主要幹線道路として位置づけ、必要に応じて改良や交通対策を行うなど、関係機関と連携し交通の円滑化に努めます。

3) 地域連携軸(地域幹線)

町内の各地域から発生する交通を都市幹線に円滑に導くとともに、市街地の骨格を形成する役割を担う道路であり、本町では既にネットワークが生まれ、一定の整備が完了しています。そのため、代替路線等の整備により、新たに整備の必要性が低くなった路線については、地域住民との合意形成や関係機関との調整を図りつつ、計画の見直しを検討します。また、その他の幹線道路については、交通渋滞の緩和や歩行者への安全性などの観点から、必要に応じて信号機の設置・交差点改良などの交通安全対策等を関係機関と連携し、安全で円滑な交通環境の整備に努めます。

4) 補助幹線

市街地の交通を集約化して地域幹線、都市幹線に円滑に導くとともに、安全で良好な生活空間を形成する役割を担う道路であり、市街地形成の状況や周辺土地利用等を考慮し、適正な市街地形成を図るべき地域の整備を促進します。また、歩行者への安全性などの観点から、通学路・事故多発箇所交差点・歩行者が多い道路については、必要に応じ信号機の設置・交差点改良など、通過交通が多い住宅地に近い道路については、一方通行やコミュニティ道路の整備などの交通安全対策等を関係機関と連携し、安全で円滑な交通環境の整備に努めます。

(3) 公共交通の整備方針

環境負荷の低減、町民の健康維持増進をはじめ、自家用車を使わない人にも便利に生活できる社会を構築するため、効率的・効果的なバス運行に向け、事業者と連携のもと支援するとともに、町内の関係団体と連携し、町内在住の高齢者等を対象とした公共施設・商業施設や医療福祉施設等を巡回するバスの活用についても支援していきます。

3. 上下水道・河川の整備方針

(1) 下水道

本町は、旧吉野川流域関連公共下水道事業計画に基づき事業を実施しています。汚水については、今後も快適な生活環境の確保ときれいな水環境を保全するため、本事業を継続実施していきます。また、合併処理浄化槽等の計画的な整備を推進します。推進にあたっては、合併処理浄化槽に対する町の補助制度の活用等の普及を図っていきます。一方、雨水については、既設の都市下水路が本町南部に偏っていることから、これらの強化を実施するとともに、全町の雨水幹線の整備の必要性について検討を行います。

(2) 上水道

上水道は全戸に普及しているものの一部区間に石綿管が残っているため、耐震管に布設替えを行います。また、浄水場改良工事基本構想を策定中であり、財政計画の見直しと浄水場施設の耐震化を進めます。

(3) 河川

本町を流域とする旧吉野川・今切川・鍋川について、堤防改修の早期完成を関係機関に要望していきます。また、本町管理の準用河川である本須川・地蔵川については、護岸改修等により河川の流下能力の向上を図っていきます。

河川は身近な自然であり、かつ貴重な地域資源であることから、町民の理解と協力のもと、河川の美化・浄化に努めていきます。

4. 公園・緑地の整備方針

(1) 公園・緑地等整備の基本的な考え方

公園・緑地は、町民のレクリエーションや憩いの場となり、都市の生活に潤いや心の安らぎを与えるだけでなく、災害時には避難場所や避難活動の拠点となる等、多面的な機能を有する都市施設です。本町では、都市計画決定された8箇所の公園は全て供用済みとなっていますが、整備されてからかなりの年月が経過し、遊具等が老朽化しています。今後は、高齢者等が利用しやすい施設等への入れ替えを検討するなど、バリアフリー化に視点を置いた公園の老朽化対策、防災機能の向上を目指す必要があります。こうした課題を踏まえ、公園・緑地等整備に関する基本方針について次のように設定します。

(2) 公園・緑地等の整備・維持管理方針

1) 公園・緑地等の整備方針

原則として、公園・緑地等を新規に整備する予定はありませんが、高房地区の旧吉野川沿川や今切川沿川の一部など本町西部の玄関口としてふさわしい緑地の整備を関係機関と連携しながら行います。

また、既に整備された公園・緑地等については、老朽化した遊具等の施設改修やバリアフリー化等により、地域住民に今後も気軽に利用していただけるよう、公園整備を目指していきます。さらに、江尻防災公園のように、公園等の場所や規模によっては、防災機能を持たせ防災公園としてリニューアルすることを検討します。

2) 公園・緑地等の維持管理方針

今後、公園や緑地等の見直しをする場合は、選択と集中の観点から、効果の高い場所より整備・維持管理等を進めていく必要があります。その際には、周辺住民の意見を取り入れたリニューアルを行うとともに、周辺住民とパートナーシップによる維持管理を検討するなど、普段最も利用する人々のアイデアを活かし、利用者に末長く親しまれる公園づくりを推進します。

5. 都市景観形成の方針

(1) 良好な都市景観の形成の基本的な考え方

本町は、旧吉野川と今切川に囲まれた、“ひょうたん”のような形をした平坦な地形の上に市街地が形成され、その市街地周辺に田園が広がっており、住まいに身近なみどりを感じさせる景観を呈しています。しかし、市街地内にランドマークとなる高いビル等はほとんどなく、町内に山並みなどありません。加えて、町域が明確な地形地物で分かれていないことから、本町の都市のイメージが分かりにくくなっています。

今後は、本町のシンボル景観を育てるため、公園などの緑の他、都市軸を形成する幹線道路の街路樹や、神社仏閣の社寺林などを保全するなど、本町の個性を創出していく必要があります。そのため、町民・行政・企業がそれぞれの役割を發揮しながら一体となって景観形成への取り組みを進めていきます。

(2) 都市景観の形成方針

1) 快適に暮らす市街地景観の創出

市街地の土地利用等を踏まえ、快適でうるおいのある景観の創出を目指します。

①住宅地景観

住宅地については、地区計画、建築協定、緑地協定などの導入を検討しながら、沿道や敷地内の緑化、構造やデザインの統一などにより、ゆとりとうるおいのある住宅地景観の形成を目指します。

②商業地景観

大規模集客施設周辺においては、地域の特性を踏まえながら、舗装、街灯、街路樹などの修景整備を図るとともに、人々が憩える空間を整備し、にぎわいのある景観形成を目指します。

③工業地景観

工場地については、緩衝緑地や敷地内緑地により、周辺の市街地や田園と調和した良好で緑豊かな工業地景観の創出を図ります。

④道路景観

市街地内の主要な幹線道路については、街路樹等による緑化を推進するとともに、沿道敷地における緑化やデザインの統一化を誘導し、緑豊かで個性的な道路景観の形成を目指します。

2) 市街地を取り巻く身近な自然景観の保全

市街地周辺に広がる農地については、無秩序な市街化の抑制とともに、健全な営農環境の維持を図ることにより、のどかな田園景観の保全を図ります。また、旧吉野川、今切川・鍋川などの河川については、治水面、環境面で必要となる対策を関係機関と協議しながら、身近な水辺空間として連続性のある河川景観の形成を目指します。

6. 都市環境形成の方針

(1) 都市環境の基本的な考え方

本町内での二酸化炭素の排出量をできるだけ抑えるため、集約化された都市内の都市活動として、自動車による地域内移動を低減することや、太陽光等の再生可能エネルギーの利用を検討することなどの取り組みを通じ、低炭素型の都市づくりを目指します。さらに排出された二酸化炭素については、緑地等を増やすことにより低減を目指します。また、本町の市街地周辺に広がる農地などはヒートアイランド現象の緩和に大きく寄与していることから、引き続きこれらの優良農地の保全を図っていきます。

(2) 都市環境の形成方針

1) 良好な自然環境や農地の保全

本町を取り囲んでいる河川においては、生態系に配慮した整備を図るとともに、親水空間の整備や憩いの場の整備等により人々が水辺に親しめる環境づくりに努めます。また、本町の市街地に隣接する田畑においては、無秩序な市街地拡大を抑制するため、優良農地の適正な保全に努めます。

2) 市街地内の緑化の推進

町民と行政が一体となり、地区計画や緑地協定等の活用を検討しながら、住宅地や事業所の敷地など身近な地域における緑化を進めます。また、公園や道路などの都市施設や多くの人々が利用する公共施設の敷地内の緑化を推進し、その適切な維持管理に努めます。

3) ごみ・し尿処理施設

ごみ処理については、効率的なごみの収集体制と処理体制の確立とともに、現在、周辺市町村と進めている、広域化に向けた一般廃棄物中間処理施設の早期の稼働を目指します。また、し尿処理については、既存施設の適正な維持管理や処理体制の円滑化とともに、公共下水道や浄化槽への計画的な転換を図っていきます。

4) ごみ減量化等の推進

ごみを最終的にはゼロに抑えること（ごみゼロエミッション）を目標に、町民、事業者及び行政はそれぞれの役割を理解し、ごみになるものは断る（リフューズ：Refuse）、ごみ減量（リデュース：Reduce）、再利用（リユース：Reuse）、再資源化（リサイクル：Recycle）などいわゆる4R（よんあーる）運動に取り組まなければなりません。それに加えて、環境負荷を最小限にとどめるため、より高水準の処理方法の検討を進めます。

7. 都市防災の方針

(1) 都市防災の基本的な考え方

東北地方を中心に発生した東日本大震災では、これまでの想定を超える被害が発生し、官民ともに災害に対する意識や行動を変える契機となりました。本町は、吉野川の河口に位置する沖積平野で、地盤は軟弱であることから、地震発生時には液状化の恐れがあります。また、地盤が低いことから、地震による津波発生時には、町内の各地域で浸水する可能性があります。それに加えて、近年では台風や前線に伴う集中豪雨や予測困難なゲリラ豪雨の発生頻度が著しく増加しています。本町は、周囲を河川に囲まれていることから、内水氾濫の恐れもあります。

このため、地震災害、水害など、あらゆる災害から町民の生命と財産を守り、町民が安全・安心に暮らすことができるように、「減災」の視点に立ち、人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ低減できるよう、防災施設・設備（ハード）と情報・教育・訓練（ソフト）の両面より、災害に強い都市づくりを推進します。

(2) 都市防災の整備方針

1) 地震災害・火災に強い都市づくり

本町のほとんどは平地で丘陵地などの高台が無いことから、津波等の浸水被害に対し避難する場所を確保することが求められます。そのため、現在整備中の四国横断自動車道の法面に避難場所を設置するとともに、避難タワーの整備など、防災施設の整備を推進します。これとあわせて、町内で比較的高い建物を避難場所に指定するなど、企業等の協力を得ながら、全町あげて高位への避難が可能になるよう取り組みます。

次に、災害発生時後の一時避難のための避難場所やそこに至る経路を確保した都市づくりが求められます。そのため、市街地や集落地では、普段は町民の憩いの場所として活用しながら、災害発生時には防災拠点として機能する公園・緑地や広場等の整備を推進します。また、古くから整備された街区では、狭隘道路の存在により、火災発生時の消防活動が阻害される恐れがあります。そのため、住宅更新時の狭隘道路の改善等、災害時の避難路やオープンスペースの確保、街路樹など延焼遮断帯の整備などを検討します。

地震被害を低減するため、町内の公共施設の耐震化を推進するとともに、倒壊の恐れの高い木造住宅については耐震診断や耐震改修などの支援に努めます。さらに、避難時に道路閉塞の原因となる建物やコンクリートブロック塀の改修などについてもあわせて支援することを検討します。

2) 水害に強い都市づくり

本町を囲む河川堤防の早期改修を関係機関に働きかけ、今後も継続的に治水対策を推進するとともに、豊かな自然環境に配慮した、良好な水辺環境の整備と保全を図ります。

また、低平地の内水排除対策を計画的に進めながら、集中豪雨などによる浸水被害を防ぐため、雨水幹線の整備を計画的に推進します。

(3) 減災対策の方針

大規模な災害の発生時においては、発生直後の町民一人ひとりの自主的な行動が生死を分ける結果になります。そのため、本町では、「自分の生命・財産は自分で守る。」という心構えと行動（自助）が原則であることを平素より広く啓発するとともに、自主防災組織等、隣近所の町民相互間における地域での自主的な防災対策（共助）の支援に努めます。

災害発生時には、迅速かつ的確な防災活動を行う必要があります。そのため、町民が参加し、災害時の状況を想定した具体的な訓練を定期的、継続的に実施します。この際、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、災害時要援護者の視点に立った対策を講じます。

